世田谷区告示第７５２号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成１４年３月世田谷区規則第４５号）第５条第２項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和８年１０月３０日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月３０日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　指定番号

４２－Ｇ１５２

２　一部を廃止する起終点

（旧）世田谷区給田三丁目８０９番３地先無番から８１４番１地先無番まで

（新）世田谷区給田三丁目８０９番３地先無番から８１１番１地先無番まで

３　廃止の期日

令和８年１０月３０日

案　内　図

＝＝＝＝	一部廃止する区管理道路線

街区	給田三丁目２６番

